

平成 18 年 8 月 15 日 京 都 仏 教 会 会 報 第 80 号

京 佛

夏 季 号



京都府舞鶴市 金剛院 重文 塔婆 (三重塔)

京 都 仏 教 会

〃	監 事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	理 事	〃	常 務 理 事	理 事 長	会 長			
月 沢 泰 信	山 木 康 稔	坂 口 博 翁	北 川 隆 法	北 園 文 英	佐 伯 快 勝	森 泰 長	安 井 攸 爾	江 上 泰 山	大 西 真 興	宮 城 泰 年	荒 木 元 悦	有 馬 頼 底	東 伏 見 慈 洽					
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	評 議 員			
長 澤 香 静	戸 田 妙 昭	田 中 恵 厚	梶 妙 壽	大 谷 光 輪	吉 田 清 順	戸 嶋 俊 道	平 野 雅 章	川 村 俊 弘	掃 部 光 昭	横 江 桃 国	小 泉 友 鴻	中 村 覚 祐	岡 本 龍 雄	塩 見 明 徳	森 孝 忍	小 松 玄 澄	佐 分 宗 順	坂 根 孝 慈
舞 鶴 東 仏 教 会 会 長	三 和 町 仏 教 会 会 長	京 丹 波 町 瑞 穂 仏 教 会 会 長	京 丹 波 町 和 知 仏 教 会 会 長	大 江 町 仏 教 会 会 長	加 悦 谷 仏 教 会 会 長	綾 部 市 仏 教 会 会 長	福 知 山 市 仏 教 会 会 長	京 丹 波 町 丹 波 仏 教 会 会 長	宇 治 市 仏 教 会 会 長	園 部 町 仏 教 会 会 長								
山 口 憲 文	木 戸 正 隆	大 野 照 和	高 柳 秀 文	古 寺 忠 夫	的 場 治 道	黒 川 泰 信	大 山 義 信	河 方 道 彦	植 本 攝 道	下 井 全 光								



二条城のほとりに、寛ぎがある

京都全日空ホテル

〒604-0055 京都市中京区堀川通二条城前

ご予約、お問い合わせは、(075) 231-1155

<http://www.ana-hkyoto.com>



古都散策のみちしるべ “はんなりと流れる満ちたりたひととき”

京の川をイメージした大理石のロビー

エレガントな雰囲気のある客室

一流シェフの味が堪能できるレストラン

細やかな情報をご案内する京都観光デスク

静けさとやすらぎが、ここからはじまる古都の一日

京都新阪急ホテル

TEL(075)343-5300 FAX(075)343-5324 URL <http://hotel.newhankyu.co.jp>



京の気品と英国の洗練が 優雅にとけあう くつろぎのアーバンリゾート



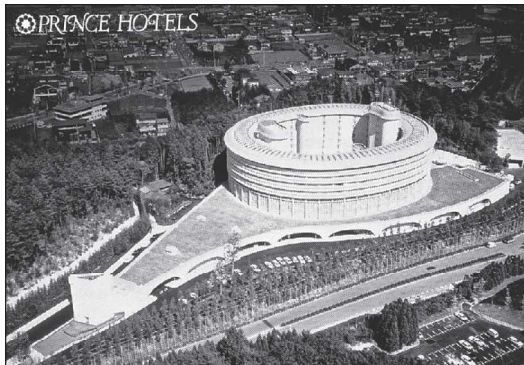
京都ブライトンホテル

〒602-8071 京都市上京区新町通中立売(御所西)
Tel 075-441-4411(代)

閑静な京都御所、中立売御門の西に佇むニューグレードホテル。

183室すべてが、リビングスペースとベッドスペースに分かれ、ゆったりと過ごしていただけます。きめ細やかなおもてなしとサービスで、皆様をお待ちしております。

PRINCE HOTELS



京都の美しい自然に調和した 京都宝ヶ池プリンスホテル

地下鉄烏丸線が京都駅から国際会館駅まで開通
当ホテルまで徒歩1分。

国立京都国際会館に隣接して建つ京都宝ヶ池プリンスホテル。四季折々の豊かな自然とともに、会議、シンポジウムなどのあと、ごゆっくりとおくつろぎいただけるよう、きめ細やかなサービスをご用意しております。

●1室平均41㎡のゆったりとした客室が322室 ●7つのレストラン・バー ●7つの宴会場



京都宝ヶ池プリンスホテル

京都市左京区宝ヶ池 ☎606-8505 TEL.(075)712-1111

美の京都遺産

日曜あさ
6:15~6:30



監修:京都仏教会 協力:京都市、京都市観光協会、古都の森観光文化協会 音楽:久石 譲 ナレーション:津嘉山 正種



青蓮院門跡名誉門主

会 長 東伏見慈治

ご 挨拶

集中的な豪雨が長期間に渡り、日本全土至るところに被害を及ぼしました。梅雨が明けるとまた、記録的な猛暑が連日続いています。

そうした中、第八回の世界宗教者平和会議が八月二十六日～二十九日の間、京都において開催されます。世界七〇ヶ国、それぞれの宗教の代表が集い「暴力をのり超え、共にすべてのいのちを守るために」と題され、議論を行います。三十六年前この京都から産声があがった平和会議が再び開催されますことに重要な意義をおぼえます。

イスラエルとレバノンの紛争やHIV・エイズ、環境問題等について幅広く宗教界の英知を結集し、解決に向け一歩でも前進していただきたいと願うばかりです。

今、世界の縮図としての日本を考える上で、あらゆる状況を直視する時期にきています。明治以降及び、戦後の近代、全体が問い直されているのだらうと思います。

そうした視野に立つて我々宗教者は、平和への構築のプロセスを一步一步進めるべきであると存じます。

理事長報告

転 凡 成 聖

(ほんをてんじてしょうとなす)

臨濟宗相国寺派管長

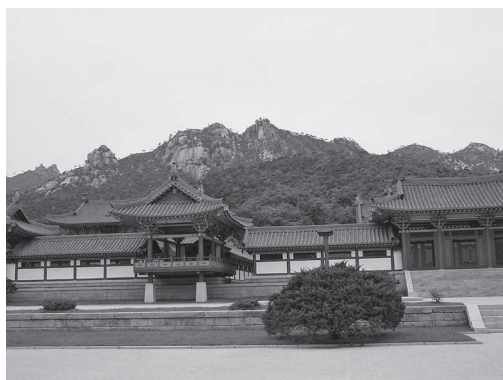
理事長 有馬 頼 底



時下御清祥の御事と存じます。皆様におかれましては平素は何かと本会の為ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。さて、平成十八年も半ばを過ぎました。あいにくの大雨の祇園祭も終わり、夏本番となりました。当会の活動も各方面において順調に推移致しておりまして。中でも「公益法人制度改革」の一環で、宗教の公益性、非営利性について明文化する民法第三十四条の規定が削除される改正が本年二月末、提起される事態が生じました。このことについて当会は、日本中のあらゆる宗教法人にとって根幹をゆるがすこととなると判断し、三十四条を存続させる旨の要望書を自由民主党行政改革推進本部、衛藤本部長に手渡しました。三月はじめ、当会の趣旨が通り、三十四条は三十三条の中で存続することになりました。その間、全日本仏教会との連携もでき、互いの情報交換がより密になっ

たと確信しています。宗教法人をとりまく社会情勢は日々刻々と変化していますが、目を凝らし、宗教軽視ではなく宗教尊重の気風を作興するための努力を惜しんでほならないと思っております。また、当会が十五年程前より続けております京都の景観問題について、先般、大きな変化がございました。京都市が景観は公共財産という立場に立って、市内中心部の高さ規制を強化し、新たな建物を京町家などの町並みに調和させるための初めての具体策を盛り込みました。特に高さ制限については、全国一律の規制から離れ、景観保全という新しい視点から、京都市独自の基準を設けました。こうした方向性は当会が従来主張してきた事と同じくするものであり、梶本市長の主導性を大いに期待したいものであります。さて、先般五月二十二日から二十七日まで、北朝鮮開城を訪

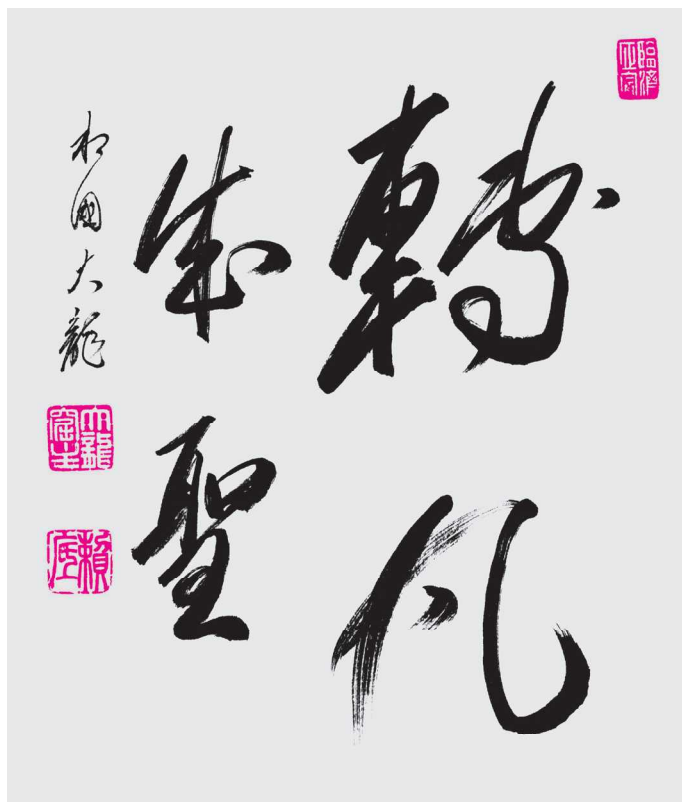
問し、靈通寺落慶法要に参加して参りました。日本と国交のない北朝鮮ということもあり、幾分緊張しながら北京経由で平壤へ向かいました。靈通寺は、中国に天台宗、日本に比叡山があるように朝鮮半島の天台仏教の根本寺院として七年前、遺構が発見され、併せて朝鮮天台宗の祖、大覚国師義天の墓も発見されました。以後歳月をかけて、昨年、開城靈通寺が完成し、この度、日本から天台宗前宗務総長西郊良光師と私が約八十名の



復元された靈通寺

団を率いて落慶法要を厳修致しました。約三十年前の中国北京を彷彿とさせる平壤や地方の田園風景をながめながら、一刻も早い日朝の諸懸案が解決され、また南北朝鮮が自由に往来が出来るようにと願うばかりでありました。

転凡成聖（ぼんをてんじてしようとなす）



「凡」、すなわち平凡なもの、つまらないものを転じて、「聖」、すなわち素晴らしいものに変える。そんなことができるのだからかと思えます。「凡」と「聖」とを対極的なものと見れば、そうです。しかし、「凡」と「聖」とは表裏一体のものだと考えれば、けっして難しいことではありません。

人間の心には、「凡」と「聖」

とが同居しています。別々に存在しているのではなく、「凡」の裏側が「聖」であり、「聖」の裏側が「凡」なのです。それはどういうことかと言いますと、たとえば、あるつまらないことでクヨクヨ悩んだとします。ところが、ふとしたことでその悩みが消えてしまうと、まるで手のひらを返したみたいになり、いままでどうしてあんなに悩んでいたのかと思うほど、ケロッとその悩みを忘れてしまふ。それが人間の心の不思議です。「迷いを転じて悟りとなす」という言葉がありますが、まさに迷いがなくなることが、即、悟りなのです。

人間だれしも迷っているときは、まわりがまったく見えないものです。煩惱というさまざまの迷いが目をくらませて、真実を見えなくしているのです。見えなから、ますますあせります。何とかしてそこから抜け出すと、もがきにもがきます。

まるで底なし沼にはまったみたいにもがけばもがくほど、深みにはまっていく。そういう苦しい経験をしたことが、誰でもあると思います。実体のない煩惱にさんざん振り回されたあげく、ふと気づけば、いつしか悩みはどこかへ行ってしまうという。いつのまにか、「凡」が「聖」に変わっている。というよりも、雲が晴れてみれば、そこに青空が広がっていたというわけです。煩惱という雲によって一時覆われていただけで、本来人間の心は青空なのです。ですから、「凡を転じて聖となす」とは、心にかかった雲を払って、本来の青空を取り戻すということにほかなりません。本来の自分に立ち返る。われに返る。それがたいせつなのです。

暑さ厳しきおり、御大徳の皆々様の更なるご健勝を心より祈念申し上げる次第であります。

合掌

宗教と公益

駒沢大学前教授 洗 建



1 はじめに

公益法人制度の改革に関する政府案が閣議決定され、国会審議に付されている。宗教学法人や学校法人など、民法第34条の特別法によって設立されている法人は、今回の改正の枠外とされたが、その母体となる民法の法人に関する条項が抜本的に改正されることになった。当初、民法第34条は削除される予定ということであったが、宗教等の公益性を法律上唯一、明文規定している現行第34条を残して欲しいとの宗教界の要望もあり、その内容は改正法の第33条に引き継がれることになった。宗教界にとって、めでたく落ち着いたかのようであるが、現行法の第34条と、改正法案の第33条を比較すると、その規定の仕方には微妙な表現の違いが見られる。

現行法第34条は

「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることが出来る。」

と、規定しているのに対し、改正法第33条では

「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定め

るところによる。」

と、あらためられた。「宗教その他の公益に関する」法人と、「宗教その他の公益を目的とする」法人という表現の差を、全くの同義と見ることも出来るかも知れないが、前者が「公益の内容が何であれ、法律上は宗教そのものが公益である」と規定しているのに対して、後者は「宗教は公益を目的とするものでなければならない」と規定しているようにも読める。法案起草者の意図がいずれにあるかは分からないが、今後の法解釈において、公益を目的とする宗教が「真の宗教」であり、公益性の認められないものは、宗教類似の活動があつても、「真性の宗教」とは言えないというような議論を引き起こしかねない。実際、今回の制度改革において、課税・非課税に関連して、公益事業を行う法人は行政がこれを審査・認定して、行政がこれを監督するという方針が出されているために、宗教界の一部には、すでに宗教も慈善、福祉、ボランティアその他の公益的活動をしなければならないなど、自主規制の動きが出ているのとである。しかし、このような考えは本末を転倒するものというべきであり、宗教の自殺行為になりかねないので、「宗教と公益」について、多少の考察を試みよう。

2 社会統合機能

公益とは、一般に「不特定・多数の利益」に寄与するものとされているが、法的概念としては、およそその要件を確定しがたい曖昧なものであり、公益法人と対比される営利企業においてさえ、不特定・多数の利益に資する「公益性」が認められるのである。このような曖昧さを残す概念に基づいて、法人を公益、非公益に区分しようとする今回の改革そのものが、行政に多大の裁量権を与え、強大な民間支配の権限を保持させ続けることになり、民間の自由な非営利活動を促進しようという行政改革本来の理念に反するものとして根底から批判されなければならない。しかし、法律の成立は目前に迫っているので、ここでは取りあえず、宗教の本来的な社会的働きと、公益性との関係を見てみよう。

宗教には、社会を統合し、維持する機能と、社会の価値に挑戦し、これを変革しようとする機能との両面があるということは、宗教学で広く承認されている通説である。

宗教は、この世界の秩序やそこに生きる人間についてのものの見方、それに起因する善悪観、価値基準や規範などの世界観を最も古くから人類に提供してきた文化である。したがって、いかなる社会にも、その文化を形成し、支えてきた宗教があるといつて良い。近

代以降、世俗的、哲学的世界観も提供されるようになったが、その思考の枠組みにはその社会の根底にある宗教が何らかの影響を及ぼしている。いずれにせよ、社会・文化を形成してきた宗教や、外来の宗教であっても、その社会に定着して長い歴史と伝統を形成してきた宗教は、世俗社会の価値観そのものの形成に寄与してきたのであり、宗教と社会は基本的に同じ方向性の価値観を持っており、宗教の存在が世俗の価値、道徳を根底から支え、社会の統合、存続維持に貢献している。

今日、一般的に公益的と考えられている慈善とか、福祉なども、もとは宗教の理念に基づく活動が、世俗の社会で有用なものと考えられ、政治的政策にも採用されるに至ったものであり、その逆ではない。キリスト教の博愛の教えに基づく慈善、福祉の活動が近代社会の政策に影響を及ぼしたことは顕著な事実である。近代日本仏教の福祉活動は、キリスト教の活動に触発されたところが大きいが、仏教本来の教えの中にもこれがあることは、古代の行基の活動や仏教思想の影響により設立された悲田院の事例などに見ることが出来る。イスラームにもザカート（裕福な者は貧しい人のために喜捨しなければならないという戒律）の教えがあるなど、多くの宗教にいわゆる「公益的」な教えがあるのは事実である。しかし、宗教が「公益

活動をするのは、その信仰により動機づけられ、教えの実践として行うべきものであり、宗教は「公益的」でなければならないという社会の要請や国策に応えるために行うものではない。宗教上の内的必然性がないのに、社会に認められるため、公益認定を受ける目的で、公益活動をするのでは宗教の自殺に等しいというべきである。

3 社会変革機能

一方、宗教には既存の社会の価値に挑戦し、これを変革しようとする働きもある。特に教祖の個人的宗教体験をもとに生まれてきた創唱的宗教、すなわち、仏教、キリスト教、イスラーム、新宗教などの世界宗教は、教祖の私的な宗教体験によって形成された独自の世界観を持っているが故に、世俗社会の主軸的価値観と最初から一致しているわけではない。むしろ、世俗社会にとっては、理解しがたい、不気味で危険な思想を持つものと見られるのが通常である。しかも、このタイプの宗教は、その発祥の地を超えて異なる社会、異なる文化の地域に伝播していくので、その地の伝統文化と摩擦を生じる場合が多い。しかし、このような摩擦を乗り越えて広く人々の信仰を獲得し得た場合には、その社会に新たな価値や理想を示し、世俗社会の価値観そのものを変革することになる。それが宗教の社

会変革機能である。

超越的唯一神の信仰に立ち、偶像礼拝を禁止したキリスト教は、皇帝を神として民衆の心服を得ることで社会の秩序を維持していた古代ローマ帝国にとっては、秩序を破壊しかねない脅威であった。天皇を現御神としてこれを社会統合の軸としていた近代日本においても、キリスト教が邪教視され、危険なものとして常に国家・警察の監視の下におかれていたのは、記憶に新しいところである。しかし、超越神をたてることで、地上的権威や権力の有限性を照らし出し、これを相対化する働きが、人類史に果たした貢献は計り知れないほど大きなものであった。

「人は生まれによって貴いのではなく、その行いによって尊い」と、人間の平等を説いた釈尊の教えも、カースト制を社会秩序の基本とするインド社会にとっては、受け入れがたい側面を持っていた。一時期国教として受け入れられたものの、カースト制を脱却できないインドでは、結局、仏教は衰退せざるを得なかった。日本における仏教の受容も、その最初期には、奉仏派の蘇我氏と伝統護持派の物部・中臣氏との激しい戦いを招き、摩擦と混乱を生んだが、その受容によって所属集団の繁栄と利益を中心的価値としてきたわが国に、人間性の根底に立脚する普遍的倫理がもたらされ、日本文化の

変革に大きく貢献した。

個人の主体的信仰を重視して、洗礼も自らの意志により行うべきことを主張し、成人洗礼を唱えた再洗礼派は、キリストを首長として有機的に結合したキリスト者社会全体の救済を主眼としていた中世末のヨーロッパでは、社会を解体しかねない危険な個人主義とみなされた。結局カトリックからもプロテスタント主流派からも、武力による総攻撃を受けて東ヨーロッパの片隅に追いやられ、歴史の表舞台から姿を消さざるを得なかった。しかし、個人の尊厳・個人の自由意志を中心とする思想は、プロテスタント各派の歴史の中で次第に成長し、さらに世俗の自然法思想や哲学を経て、近代民主主義を生み出すに至り、近代の成立に大きく貢献した。

このように宗教の社会変革機能の公益性、社会貢献性は、特定の時代、特定の社会においては認識し得ないものであり、これを評価しうるのは後代の歴史のみである。しかし、このような潜在的可能性が知られるにいたって、信教の自由を保障し、国家は宗教の領域に介入しないという政教分離の原則がたてられるに至ったのである。一見、非常識で、不気味で、反社会的で、危険に見える宗教であっても、その価値を国家が現時点での常識によって評価することは避けなければならない。したがって、非課税であることを理由に

宗教法人に対して、行政による公益性審査や公益認定が及ぶようなことがあれば、信教の自由の侵害、政教分離原則を犯すことになり、憲法違反なることを指摘しておかなければならない。

もちろん、このことは宗教が聖域であって、国家は宗教の活動に一切手出しすることが出来ないと言うことを意味するものではない。世俗社会は自らの価値理念のもとで、その安全を確保し、成員の保護を行う権利があるのであって、もし、宗教がその理念の実現のために、物理的な力を用いたり、欺罔によって他者の権利を侵したりするようなことがあれば、国家はその違法な「行為」を規制し、処罰する権利と義務がある。しかし、その場合でも、その違法行為を生み出した宗教の「思想・信条、世界観、価値観」を裁き、処罰する権能は有しないのである。

以上のように、国家は宗教に対して、その「公益性」の有無を審査し、認定することは出来ないであって、その潜在的可能性（価値の多元性）の故に、宗教の存在それ自体を「公益」として扱わなければならない。

4 公益法人制度改革案の問題点

国民の自由な非営利活動を促進するために、準則主義により自由

に非営利法人を設立できるようにするという行革の理念そのものは、非常に好ましいことである。他者との取引や契約などの法律行為を安全に行いうる組織さえ整えられれば、公益、非公益にかかわらず、行政がこれに介入する必要はないことである。そして、非営利法人は課税対象とすべき収益（最終的に個人に分配される利益）が無く、年度末剰余金はすべて次年度の事業費に繰り越される性質のものであるから、当然にこれを非課税とすべきである。この原則に経てば、非営利法人を一般の社団・財団と、公益認定法人とに二分したりする必要は全くないのである。行政による公益性審査や認定、監督などはまったく無用のことである。

今回提出されている改正法案には、税制に関する法案は含まれておらず、税制と切り離して審議にかけているようであるが、法人を「一般」と「公益」に二分する理由は、非課税法人を自由設立にすれば、これを脱税に悪用する者が出るであろうから、自由設立の一般法人は原則課税にするという発想から考えられた改革案である。課税の一般法人と、非課税の公益認定法人という二階建て構想の原点に、税の問題があるにもかかわらず、税制と切り離して、法人制度改革のみを先に審議し、これを既成事実化しようという、その手法も批判されなければならない。

いかなる制度であれ、これを悪用する者が出てくることは、当然予測されることであり、自由設立の非営利法人が非課税ということになれば、これを脱税に利用し、個人の利得を図ろうとするものが出てくることは、予想されることではある。しかし、だからこれを原則課税にするというのは、発想が顛倒している。制度を悪用する者に対抗するためには、非営利法人の脱税の有無を、課税当局が把握できるシステムを如何に構築するかを検討するのが筋であり、それで十分のはずである。現在非課税法人は、収益事業など課税対象事業を行わない限り、税務申告の必要がないことになっているが、営利企業の脱税摘発にその納税申告を手がかりとしているのなら、これに対応するような手段、すなわち、非営利法人にも非課税申告を求めるなどの方法が考えられるではないか。

法人も社会的実在（法人実在説）であるから、自然人同様にすべて原則納税の義務を負うというが、これはこれまでの法人税法の考え方を根底から変更するものである。当然、法人税のすべての側面を洗い直す議論が先行しなければならない。法人税も自然人同様に累進課税を行うとか、配当所得は無申告でよいとする特例を廃止するとか、法人が受け取る配当所得を収益とみなして法人税課税対象とするなど、法人税制の抜本的見直しが必要である。一体政府には、

大企業にはより多くの負担を求めるといような税制改革をする覚悟はあるのか。今回の改正案には、このような税制の抜本改正の議論抜きで、抵抗の小さい、弱いものに対してのみ、原則を曲げた課税をする含が見て取られ、到底許し難いものである。それにしても、同窓会や学会など、会員が納税済みの所得の中から会費を出し合っ て行う非営利活動にまで、年度末繰越金があればこれに課税するという過酷な税制は、弱いものいじめの悪政と云うべきであろう。

さらに、非営利法人を一般と公益の二階建ての方式とし、公益認定法人は行政が公益性審査、認定、監督をするという今回の改正案は、国民の自由な活動を促進するという行革に名を借りて、その実は行政が強大な支配権を維持し続けることにより、国民の自由の芽をつみ取り、民を官に従わせる体制を構築するものといわなければならぬ。このような認定方式は、単に税制上の優遇のみならず、認定法人に「国家のお墨付き」が与えられたという印象を持たせ、官製の権威と信用を付与することになる。これでは改革の名に値しないのであって、国民の自主性、自律性は育てられず、明治以来の官主導国家を脱することが出来ないのである。法人にたいする国民の信頼は、その活動の内実を国民が自らの目で確認して、形成されるのでなければならない。



ZENBU TSU
金・仏・だより



◆第27期 人事について

4月1日からの第27期の人事を御報告いたします。

会 長 大道晃仙（曹洞宗管長）

副 会 長 佐藤令宜（真言宗御室派管長）・寺町研山（岐阜県仏教会会長）

扶間敬宗（愛媛県仏教会会長）

理 事 長 安原 晃（真宗大谷派）

事務総長 池田行信（浄土真宗本願寺派）

◆公益法人制度改革について

国会で公益法人制度改革関連法案が審議されており、3点の問題が浮かび上がりました。全日本仏教会は、日本宗教連盟の理事長当番団体として、加盟団体とともに、政府及び自民党公益法人制度改革推進本部等に厳しく対応を迫りました。その結果、

1. 改正案では、宗教法人が公益法人であることの法的根拠ともなっている、「祭祀」「宗教」が公益であることを明記した民法第34条が削除される

方向であったが、民法第34条の主旨を民法33条の2項に残させ、「祭祀」「宗教」が公益であることの法的根拠を維持した。

2. 公益目的事業の例示に「宗教」に関連することがなかったが、法案第2条別表に「信教の自由の尊重または擁護」を加筆させるにいたった。
3. 残余財産の帰属先に宗教法人が入っていなかったが、政令での協議に持ち込むことができた。以上の成果を得て、全国の宗教法人の期待に応えることができました。

◆WFB世界仏教徒会議 台湾大会開催される

4月19日から23日まで、台湾・高雄の仏光山で第23回WFB世界仏教徒会議台湾大会が開催された。

本会はタイに本部のあるWFB（世界仏教徒連盟・世界に約150センター）の唯一の日本センターである。次回の第24回大会を日本で開催することから、今回通例の代表の他に、財団創立50周年記念事業実行委員会委員、並びに国際交流審議会委員に呼びかけて視察団を組織、大会運営方法などを詳細に視察した。

19日には、翌日に開催される開会式・総会の内容について検討・承認された。翌20日、開会式前の午前の総会では、執行委員の選挙が行われ、現職の戸

松義晴師が一位で当選した。

本大会に併せて、4月17日から21日の間には、台湾の仏教事情を視察する「WFB世界仏教徒会議台湾大会記念ツアー（後援：日華仏教文化交流協会）」が、安原晃理事長を団長として生まれ、20日には開会式に参加。開会式の席上にて、大道晃仙会長のメッセージが安原晃理事長によって代読された。

同席上、本会のルンビニー園復興事業の功績に対しての表彰がなされ、WFB本部より、安原理事長へ記念の盾が贈呈された。

午後には全体会議が行われ、規約改正案について討議が行われた。今後各センターがその内容について吟味し、本部がその意見を集約した上で、改めて執行委員会で協議、次回大会（日本）で再び議論されることになった。



財団 全日本仏教会

JBF

WFB（世界仏教徒連盟）日本センター

〒105-0011

東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2F

電話03-3437-9275 FAX03-3437-3260

http://www.jbf.ne.jp

E-mail info@jbf.ne.jp

古都のマツの緑 復活プロジェクトについて

林野庁京都大阪森林管理事務所長

村 上 幸 一 郎

国、京都府、京都市、大学関係者、教育関係者などが、手をとりあつて、京都に松の景色を取り戻す活動を行おうとしており、その概要をお知らせいたします。

京都市内の景色、特に三山の景色は、平安時代以降、松を中心とするものでした。それは、人々の生活の燃料として薪や柴を使用したために、養分が少なくても生きていける松が残ったからであり、生活スタイルが山の景色に反映されていたのです。昭和30年代から、私達は燃料にガスや石油を使うようになりました。そのため、山は養分に満ち、ほとんど天然林に近づいています。シノキが、東山で増えてきているのも、私達の生活スタイルの影響なのです。とはいえ、あまりにも急激にシノキが増えていきます。この原因は、もともとあつたアカマツがマツクイムシの被害で枯れたことが大きいと考えています。

このマツクイムシによる松枯れについて、排気ガスが原因ではないか、酸性雨ではないか、温暖化ではないかなど、たくさんの説があります。これらの説は、多少の要素としてはあり得るのですが、松が枯れる直接の原因は「マツノザイセンチュウ」という体長1mmに満たない小さな北米産の線虫が原因なのです。言い換えると、大気汚染などが原因で

は「松が風邪をひくことはあつても、死ぬことはない」のであつて、「松が死ぬのはマツノザイセンチュウのせい」なのです。多くの科学者が、頭を悩ませ、実験を重ねた結論ですので、覚えておいていただければと思います。

また、長い間マツクイムシという虫がいるように思われてきましたが、肉眼ではおおよそ見ることができないマツノザイセンチュウと、この線虫を体内に潜伏させて運んでいるマツノマダラカミキリが松枯れの真犯人なのです。

松枯れの原因解明と克服に向け、多くの関係者が頭を悩ませていたのですが、その中で、ある発見がありました。それは「数ある松の中でも『ある松』はマツノザイセンチュウに強いようだ」という発見です。松枯れに強い松の発見です。その後、この松枯れに強い松を探し出し、品種として176品種を登録しています。私どもは「抵抗性マツ」（線虫に抵抗性を持つ松）と呼んでいます。なお、抵抗性があるといっても限度があり、線虫に侵されると、3割くらいは枯れてしまいます。

この抵抗性マツを利用して、ごく一部を残して松がすっかり無くなつてしまった京都の景色に、松を取り戻すことができなかと考えています。

鹿苑寺や慈照寺などの京都のお寺には、今も美しい松の姿を見ることが出来ます。松があるだけで、清々しい、京都らしい風情になると思います。

もちろん、京都の東山の全てを、シイ林から松山に変えていくことは不可能です。松で有名な景勝地の近くを選んで、尾根部に松のシルエツトを取り戻したいのです。日本庭園やお寺の松に、抵抗性マツを利用することも効果がありそうです。また、何故松があると清々しい思いになるのか、その文化的背景も探求してみたいと考えています。

こうした思いを持つ、国、京都府、京都市、大学関係者、教育関係者などが構成員となり、それぞれの得意分野で力を出し合おうとしています。

考えてみると、これまでは松が枯れていくのを止めることができない歴史でありました。昭和11年の「京都の老樹銘木」という冊子には、443本の老樹銘木のうち110本が松で占められていましたが、現在はどうかなのでしょう。林野庁の力不足で無くなつてしまったものを、部分的に復活させようとする取組ではありますが、是非、暖かい目で見守っていただければと思います。

意見書

このたび、公益法人制度改革に関する三法案が国会に上程され、現在、行政改革に関する特別委員会で審議されています。これは、現行民法三十四条の特別法に基づく学校法人、社会福祉法人、宗教法人など、いわゆる「広義の公益法人」を対象にはしていません。また、税制の問題も切り離されて、今年夏以降に具体的な論議が始まる、とも仄聞しております。

この問題に関しては、私たち京都仏教会はかねてから宗教界の立場で検討を重ね、私たちも参加する「国家と宗教のあり方を問う関西宗教者の会」では、二〇〇三年三月二十八日付で内閣官房行政改革推進事務局宛に意見書を提出したこともございました。公益法人制度あるいは非営利法人の制度に関する基本的な私たちの考え方はそこに縷々申し上げた通りでございますが、現在、衆議院の特別委員会で審議されている三法案にはこうした私たちの立場からみると危惧を禁じ得ないものがございます。

まず、私たちが指摘したいのは「公益」とは何かという問題でございます。「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案」には公益目的事業が例示されていますが、公益は一元的に定義されるものではありません。このようなかたちで立法化する前に、「そもそも公益とは何か」についてもっと広く深い国民的理解が必要であります。

宗教は、民主主義の根幹である多様な価値を担保するという意味において重要な役割を果たしており、又それゆえ、時代の制約を超え、社会の変革のための新しい価値を創造する大きな役割を果たすものであります。この法案の公益性の理解では、より実利的に社会の役に立つ宗教とそうではない宗教を選別し、宗教活動を萎縮させ自由な活動を阻害する危険すらあります。宗教を「公益」という面から考える必要があるとすれば、こうしたより広い意味での「公益」として理解する必要があります。関連法律整備案で民法三十四条が三十三条一項に組み替えられるに当たって、現行三十四条の「：祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団」が「：祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人」と言い換えられていることは、現行条文が暗黙裏に配慮している「公益」の多元的（重層的）理解から逸脱するもので、再考が必要であると考えます。また、非営利の法人の公益性を独立した委員会等の関与の下とはいえ行政が個別に審

査するということも、公益の多元的理解という点であまりにも問題が多いことは言うまでもありません。

また、今回の制度改革は税制論議と切り離されていますが、一般社団・財団法人の上（二階）に公益社団・財団法人を置く制度面の改革は、明らかに（政府税調の報告書が示す通り）非営利に法人に対する原則課税（免税制導入を前提にしているように思われます。これは、税法学の専門家の指摘するところでは、日本の法人税制の基礎であった法人擬制説を根底的に切り替えることを意味します。ところが、税制と切り離して公益法人の制度改革が行なわれると、後者が既成事実となつて、法人税制の大変更とそれが意味するもの、それに関連して出てくる重要な諸問題が十分に議論されないままに終わる危険性が高くなります。現実には一体になつている公益法人制度と税制の改革はやはり同時に議論するのが適切であると私たちは考えます。

今回の公益法人改革については「民が担う公共」「官から民へ」といったスローガンが聞かれます。これは教育などとともに国家百年の大計というべきものでしょう。しかし、それにしては、問題点があまりにも多く積み残されています。「公益」を行政が個別に判定していいのか、法人税制の根幹をこのようなかたちでなし崩しに変えていいのか。さらに国民的議論を重ねるべきではないでしょうか。公益法人改革三法案は今国会中の成立が目指されているようですが、このような急な改革は国家の将来に禍根を残すこととなります。今国会での採決はあまりにも尚早であると考えます。今後さらなる慎重な議論をして頂きます様お願いする次第でございます。

平成十八年四月十二日

行政改革に関する特別委員会
委員長 伊吹文明 様

京都仏教会 理事長 有馬 頼底

事業・活動報告

平成十八年一月十一日～平成十八年六月二十九日迄

*は当会主催の行事・会合

平成十八年度

- *一月十一日 宗教と政治検討委員会開催 於 京都プライトンホテル
- 一月十二日 「全仏」創立50周年記念事業実行委員会出席 於 東京・増上寺
- *一月十三日 「アジアボランティアセンター」への寄付金贈呈 於 アジアボランティアセンター
- 一月十六日 即成院前住当会常務理事平野映哉師告別式 於 即成院
- 一月二十四日 京都府宗教連盟常任委員会出席 於 パレスサイドホテル
- 一月二十六日 日本宗教連盟「宗教と税制シンポジウム」出席 於 東京グランドホテル
- *一月三十日 会報新年79号発送 於 仏教会事務所
- 二月七日 有馬理事長「禪の山河」講演会 於 ホテルコンコルド浜松
- 二月十日 鹿苑寺北野天満宮弓祭列席 於 鹿苑寺
- 二月十四日 全仏「公益法人制度改革に関する協議会」出席 於 東京・明照会館
- *二月十八日 『国家と宗教』刊行の為の研究會開催 於 京都東急ホテル
- *二月二十七日 公益法人制度改革案に対する「意見書」自民に提出 於 自民行革推進本部
- 三月十一日 東山花灯路開会式出席 於 高台寺公園
- *三月十三日 「下鴨神社に想いを寄せて」開催 於 下鴨神社
- 三月十四日 全仏「公益法人制度改革に関する協議会」出席 於 西本願寺
- *三月十五日 東寺鎮守八幡大菩薩会列席 於 東寺
- *三月十五日 インド募金「光の音符」への寄付金贈呈 於 仏教会事務所
- 三月十七日 関西宗教者の会会議出席 於 洛陽教会
- 三月二十日 京都市深草墓園春季慰霊祭列席 於 深草墓園
- 三月二十一日 「京の名匠春秋会展」出席 於 みやこめつせ
- *三月二十三日 春季彼岸焼骨灰供養法要開催 於 相国寺
- 三月二十八日 全日本仏教会理事評議員合同役員会出席 於 東京プリンスホテル
- *三月二十九日 宗教と政治検討委員会開催 於 京都プライトンホテル
- 三月三十一日 祇園白川桜ライトアップ・オープンング 於 祇園白川
- 四月五日 募金箱設置 於 清水寺
- *四月八日 おしゃかさまを讀める夕べ開催 於 京都全日空ホテル
- *四月九日 『国家と宗教』刊行の為の研究會開催 於 京都東急ホテル
- *四月十二日 公益法人制度改革に関する「意見書」提出 於 全仏・衆議院会館
- 四月二十四日 清水寺門前会二十周年記念祝賀会出席 於 リーガロイヤルホテル
- *四月二十五日 こどもはなまつり開催 於 相国寺
- 四月二十七日 京都府宗教連盟常任委員会出席 於 立正佼成会 普門館
- 四月二十八日 仏教幼稚園協会はなまつり出席 於 京都東急ホテル
- *五月十二日 第77回理事會開催 於 京都東急ホテル
- *五月十三日 『国家と宗教』刊行の為の研究會開催 於 京都東急ホテル
- 五月十六日 野村証券セミナー出席 於 ばるるプラザ
- 五月十八日 神仏平和祈願祭列席 於 清水寺
- 五月十八日 古都の森・観光文化協会役員会出席 於 清水寺
- 五月二十日 地震協議会シンポジウム出席 於 京都會館
- 五月二十一日 慈照寺開山忌列席 於 慈照寺
- 五月二十二日 日田西山妙音弁財天法要列席 於 日田市
- 五月二十五日 靈通寺復元落慶法要列席 於 靈通寺
- 五月二十五日 社会を明るくする運動會議出席 於 平安會館
- 六月八日 京都府宗教連盟委員会出席 於 ハートピア京都
- 六月十日 大本山妙心寺晋山式列席 於 妙心寺
- *六月十四日 第78回理事會開催 於 京都仏教会會議室
- 六月二十五日 知床法要列席 於 知床
- *六月二十九日 合同役員會開催 於 京都プライトンホテル

平成17年度京都仏教会決算報告書

前期繰越金 ￥ 2,534,588

当期歳入総額 ￥70,899,786

当期歳出総額 ￥71,973,202

次期繰越金 ￥ 1,461,172

自 平成17年 4月 1日

至 平成18年 3月 31日

【歳入の部】

款 項 目	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
	前 年 度 繰 越 金	2,534,588	2,534,588	0
1	会 費 収 入	2,600,000	2,865,500	265,500
	1 会 費 ・ 賛 助 金	2,600,000	2,865,500	265,500
	1 一 般 会 費	1,600,000	2,009,500	409,500
	2 賛 助 会 費	1,000,000	856,000	-144,000
2	活 動 協 力 金 収 入	32,550,000	45,339,882	12,789,882
	1 教 化 伝 道	32,500,000	45,193,482	12,693,482
	1 1 参 加 勤 行	15,500,000	17,619,020	2,119,020
	2 骨 灰 法 要	1,200,000	1,418,400	218,400
	3 墨 蹟 展 覧	3,000,000	12,980,000	9,980,000
	4 護 摩 木 供 養	1,000,000	2,316,062	1,316,062
	5 花 ま つ り	2,800,000	2,860,000	60,000
	6 観 光 推 進	4,000,000	3,000,000	-1,000,000
	7 桜 事 業 協 力 金	2,000,000	2,000,000	0
	8 世 界 文 化 遺 産 企 画	3,000,000	3,000,000	0
	2 広 報 ・ 出 版	50,000	146,400	96,400
	1 開 運 曆	50,000	146,400	96,400
3	寺 院 協 力 金	26,535,300	22,656,085	-3,879,215
4	雑 収 入	29,600	35,319	5,719
	1 雑 収 入	29,600	35,319	5,719
	1 運 用 収 入	100	39	-61
	2 雑 収 入	29,500	35,280	5,780
5 1	そ の 他 の 収 入	0	3,000	3,000
	1 未 収 入 金 の 減 少	0	3,000	3,000
	合 計	64,249,488	73,434,374	9,184,886

【歳出の部】

款 項 目	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
1	事 務 局 費	28,410,000	28,793,252	383,252
	1 人 件 費	20,060,000	20,451,642	391,642
	1 職 員 俸 給	16,400,000	16,847,012	447,012
	2 厚 生 費	2,200,000	2,188,849	-11,151
	3 通 勤 費	960,000	914,400	-45,600
	4 退 職 準 備 金	500,000	501,381	1,381
	5 退 職 金	0	0	0
	2 管 理 費	6,490,000	6,223,219	-266,781
	1 通 信 ・ 運 搬 費	800,000	736,765	-63,235
	2 印 刷 費	200,000	180,499	-19,501
	3 備 品 費	300,000	221,606	-78,394
	4 消 耗 品 費	100,000	107,346	7,346
	5 借 館 費	1,800,000	1,800,000	0
	6 水 道 ・ 光 熱 費	200,000	198,017	-1,983
	7 旅 費 ・ 交 通 費	500,000	486,702	-13,298
	8 諸 会 負 担 費	800,000	758,700	-41,300
	9 弁 護 士 報 酬	420,000	419,988	-12
	10 会 計 士 報 酬	980,000	960,750	-19,250
	11 営 繕 管 理 費	90,000	83,482	-6,518
	12 そ の 他 諸 経 費	300,000	269,364	-30,636
	3 渉 外 ・ 旅 費	850,000	1,179,545	329,545
	1 渉 外 費	250,000	387,481	137,481

款	項	目	科	目	予	算	額	決	算	額	増	減
		2		慶 弔 費		300,000		527,670		227,670		
		3		交 際 費		300,000		264,394		-35,606		
		4		諸 会 議 費		700,000		692,030		-7,970		
		1		単 仏・参 勤 会 議		100,000		147,000		47,000		
		2		そ の 他 諸 会 議		600,000		545,030		-54,970		
		5		調 査 費		310,000		246,816		-63,184		
		1		資 料 収 集 費		300,000		246,816		-53,184		
		2		寺 院 名 簿 作 成 調 査 費		10,000		0		-10,000		
2				活 動 経 費		35,770,000		43,179,950		7,409,950		
	1			教 化 伝 道 活 動		25,100,000		31,795,380		6,695,380		
		1		参 加 勤 行		8,500,000		8,675,491		175,491		
		2		骨 灰 法 要		1,700,000		1,752,141		52,141		
		3		墨 蹟 展		2,200,000		7,620,409		5,420,409		
		4		護 摩 木 供 養		900,000		844,289		-55,711		
		5		観 光 推 進		2,000,000		1,991,893		-8,107		
		6		仏 教 諸 行 事 関 連		600,000		686,549		86,549		
		7		花 灯 路 事 業		200,000		136,350		-63,650		
		8		桜 事 業 拠 出 金		2,000,000		2,000,000		0		
		9		福 祉 援 助 金		1,000,000		1,959,291		959,291		
		10		花 ま つ り		5,300,000		5,511,226		211,226		
		11		成 道 会		500,000		453,510		-46,490		
		12		宝 物 展		200,000		164,231		-35,769		
	2			広 報・出 版 活 動		3,120,000		3,102,239		-17,761		
		1		曆・諸 出 版 他		120,000		215,520		95,520		
		2		機 関 誌 発 行		3,000,000		2,886,719		-113,281		
	3			寺 院 運 営 援 助		200,000		262,485		62,485		
		1		寺 院 運 営 指 導		50,000		0		-50,000		
		2		永 年 勤 続 表 彰		150,000		262,485		112,485		
	4			そ の 他 事 業		7,350,000		8,019,846		669,846		
		1		宗 教 と 政 治 問 題 研 究 活 動		3,300,000		3,494,437		194,437		
		2		時 局 対 策 金		200,000		210,394		10,394		
		3		景 観 問 題 活 動 費		50,000		0		-50,000		
		4		ホ ー ム ペ ー ジ 運 営 費		800,000		623,410		-176,590		
		5		研 究 小 冊 子 補 助 金		200,000		200,000		0		
		6		世 界 文 化 遺 産		2,800,000		3,130,615		330,615		
		7		未 払 金 の 減 少		0		360,990		360,990		
				予 備 費		69,488		0		-69,488		
				次 期 繰 越 金		0		1,461,172		1,461,172		
				合 計		64,249,488		73,434,374		9,184,886		

別紙の通り報告します。

平成18年5月30日
京都仏教会

理 事 長 有 馬 頼 底 印
理 事 (財 務 担 当) 大 西 真 興 印
事 務 局 長 長 澤 香 静 印

帳簿、証票書類を監査の結果、別紙の通り相違ないことを確認しました。

平成18年5月30日
京都仏教会

監 事 山 本 康 稔 印
監 事 月 澤 泰 信 印

平成18年度 事業計画

〈総務部〉

〈*は新規事業〉

1. 諸 会 議	1. 役 員 会 2. 各種会議 3. 各種委員会 4. 諸団体連絡会議	1. 理事会 年2回以上 2. 評議員会 年1回以上 1. 単位仏教会 年1回 2. 参勤僧会議 年3回以上 1. 宗教と政治検討委員会 年1回以上 * 2. 「国家と宗教Ⅰ・Ⅱ（仮称）」発行の為の研究会 3. 各種委員会の設置 1. 全日本仏教会 2. 京都府宗教連盟 3. 近畿宗教連盟 4. 日本宗教連盟 5. 宗教法人問題連絡会 6. 関西宗教者の会 7. 日弁連 8. 京都商工会議所 9. 京都市観光協会 10. 京都府観光連盟 11. 京都文化交流コンベンションビューロー 12. 国際宗教研究所 13. 古都の森観光文化協会 * 14. 全日本仏教会創立50周年事業（～20年度迄） 1. 懇親会 年1回 1. 会報の刊行 年2回 2. 会員への情報提供（随時） （税務・環境問題・法人問題など） 3. 仏教会ホームページ運営 1. 各種調査・研究・統計・資料収集 （時事問題の分析） 1. 慶弔（本山寺院及び一般関係） 1. 中央省庁・府市行政との交流 2. 京都にて開催の行事・国際会議等への協力 1. 加入寺院・未組織地域の組織化 2. 賛助会員強化 1. 宗教法人法改正問題への対応 2. 顧問弁護士・税理士他専門家の派遣 3. 専門委員会の設置 4. 京都の景観問題 5. 公益法人制度改革への対応 6. 教育基本法改正と宗教教育問題への対応
2. 広報・調査	5. 懇 親 会 1. 広 報 2. 調 査	
3. 渉 外	1. 慶 弔 2. 渉 外	
4. 時 事 対 策	1. 組織強化 2. 時事対策	

〈事業部〉

1. 仏教文化・調査・研究 広宣	1. 仏教文化の啓蒙・広宣・保護	1. 仏教文化の研究などの奨励・協賛 2. 仏教文化の普及・啓発の為の諸宣伝 3. 文化財を守る地震協議会との交流 4. 古文化保存協会との交流 5. 京都文化財団との交流
---------------------	------------------	--

<p>2. 教化・伝導事業</p>	<p>1. 仏教美術・文物紹介</p> <p>2. 講演活動</p> <p>3. 音舞台シリーズ</p> <p>4. 仏教思想の実践活動</p> <p>5. 仏教諸行事</p> <p>6. 合同慰霊行事</p>	<p>1. 墨蹟展の開催 * (本年度は青森県弘前市にて開催)</p> <p>2. 京都の名刹宝物展後援 (京都・パリ姉妹都市提携 50 周年宝物展後援)</p> <p>3. 仏教番組の企画監修 (毎日放送に於て「美の京都遺産」)</p> <p>1. 各宗派管長による仏教文化講演会の全国開催 * 1. 本年度第 19 回は東福寺にて開催</p> <p>1. 地域福祉活動・青少年育成 (授産施設「のぞみ学園」、福祉施設・仏教老人ホーム、保育園への慰問)</p> <p>2. カウンセリング (信仰問題・情報提供)</p> <p>3. 災害募金箱の設置 (インドムンバイ支援)</p> <p>4. アジア仏教国と交流支援</p> <p>1. お花まつり・こども花まつり</p> <p>2. 盂蘭盆会大護摩供法要</p> <p>3. 成道会</p> <p>4. 名刹夜の拝観への協力</p> <p>1. 参加勤行 (中央斎場の読経僧派遣)</p> <p>2. 深草墓園 (京都府宗連共催法要)</p> <p>3. 春秋彼岸焼骨灰供養法要 (京都中央葬祭業協同組合共催)</p>
<p>3. 寺院運営・援助事業</p>	<p>1. 寺院援助活動</p> <p>2. 宗教法人法の研究・啓蒙活動</p> <p>3. 寺院運営研修案内</p>	<p>1. 宗教法人の財務・税務及び法律対策 (顧問弁護士・税理士の派遣)</p> <p>2. 永年勤続住職の表彰 (50年 知事表彰・30年 会長表彰)</p> <p>1. 各本山、地方の教区での宗教法人法に関する研修会への協力</p> <p>1. 包括宗教法人管理者研究協議会 宗教法人実務者研修会 (文化庁)</p> <p>2. 人権研修会 (京都府・全日仏)</p>
<p>4. 広報・出版事業</p>	<p>1. 定期刊行物</p> <p>2. 研究書発行</p>	<p>1. 会報 年 2 回</p> <p>2. 開運暦・図書紹介</p> <p>* 1. 「国家と宗教 I・II (仮称)」</p>
<p>5. その他諸事業</p>	<p>1. 文化庁・林野庁関連協議会</p>	<p>1. 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為に有識者会議</p> <p>* 2. 「地震火災から文化財を守る」協議会</p>

〈観光推進事業部〉

<p>1. 諸会議</p>	<p>1. 役員会</p> <p>2. 諸団体連絡会議</p>	<p>1. 観光推進事業部会議</p> <p>1. 京都市観光協会との会議</p> <p>2. 全国小京都会議への協力</p> <p>3. 各種観光関連業界との会議</p>
<p>2. 関連事業</p>	<p>1. 事業</p>	<p>1. 祇園白川夜桜ライトアップ (京都商工会議所と共催)</p> <p>2. 「京都・花灯路」事業 (東山・嵐山界限) [京都仏教会・京都府・京都市・京都商工会議所・京都市観光協会・京都文化交流コンベンションビューロー]</p> <p>3. 世界遺産登録寺院企画 (JR東海)</p> <p>4. 特別拝観企画の実施 (近畿日本ツーリストとの共同企画)</p>

平成18年度一般会計予算書

当期歳入総額 ￥66,976,072

当期歳出総額 ￥66,976,072

自 平成18年 4月 1日

至 平成19年 3月 31日

【歳入の部】

款	項	目	科	日	本年度予算額	昨年度予算額	備 考
				前 年 度 繰 越 金	1,461,172	2,534,588	
1				会 費 収 入	2,900,000	2,600,000	
	1			会 費 ・ 賛 助 金	2,900,000	2,600,000	
		1		一 般 会 費	1,900,000	1,600,000	@¥2,000
		2		賛 助 会 費	1,000,000	1,000,000	@¥3,000
2				活 動 協 力 金 収 入	36,050,000	32,550,000	
	1			教 化 伝 導	36,000,000	32,500,000	
		1		参 加 勤 行	16,000,000	15,500,000	
		2		骨 灰 法 要	1,200,000	1,200,000	
		3		墨 蹟 展	7,000,000	3,000,000	
		4		護 摩 木 供 養	1,000,000	1,000,000	
		5		花 ま つ り	2,800,000	2,800,000	
		6		観 光 推 進	3,000,000	4,000,000	
		7		桜 事 業 協 力 金	2,000,000	2,000,000	
		8		世 界 文 化 遺 産 企 画	3,000,000	3,000,000	
	2			広 報 ・ 出 版	50,000	50,000	
		1		開 運 曆	50,000	50,000	
3				雑 収 入	29,600	29,600	
	1			雑 収 入	29,600	29,600	
		1		普 通 預 金 利 息	100	100	
		2		雑 収 入	29,500	29,500	
				一般会計収入予算合計	40,440,772	37,714,188	
				寺院協力金	26,535,300	26,535,300	
				歳 入 合 計	66,976,072	64,249,488	

【歳出の部】

款	項	目	科	日	本年度予算額	昨年度予算額	備 考
1				事 務 局 費	29,700,000	28,410,000	
	1			人 件 費	21,410,000	20,060,000	
		1		職 員 俸 給	17,700,000	16,400,000	事務局員3名ほか
		2		厚 生 費	2,260,000	2,200,000	社会保険料等
		3		通 勤 費	950,000	960,000	
		4		退 職 準 備 金	500,000	500,000	
	2			管 理 費	6,390,000	6,490,000	
		1		通 信 ・ 運 搬 費	800,000	800,000	郵便等
		2		印 刷 費	200,000	200,000	コピー代等
		3		備 品 費	300,000	300,000	備品リース料等
		4		消 耗 品 費	100,000	100,000	
		5		借 館 費	1,800,000	1,800,000	事務所家賃

款 項 目	科 目	本年度予算額	昨年度予算額	備 考	
	6	水道・光熱費	200,000	200,000	ガス・水道・電気
	7	旅費・交通費	700,000	500,000	
	8	諸会負担金	800,000	800,000	全口仏・府宗連等
	9	弁護士報酬	420,000	420,000	顧問弁護士2名
	10	会計士報酬	680,000	980,000	
	11	営繕管理費	90,000	90,000	
	12	その他諸経費	300,000	300,000	
3		渉外・旅費	900,000	850,000	
	1	渉外費	300,000	250,000	
	2	慶弔費	300,000	300,000	
	3	交際費	300,000	300,000	
	4	諸会議費	700,000	700,000	
	1	単仏・参勤会議	100,000	100,000	
	2	その他諸会議	600,000	600,000	
	5	調査費	300,000	310,000	
	1	資料収集費	290,000	300,000	調査・研究を含む
	2	寺院名簿作成調査費	10,000	10,000	
2		活動経費	37,270,000	35,770,000	
	1	教化伝道活動	26,400,000	25,100,000	
	1	参加勤行	8,600,000	8,500,000	参勤僧9名法礼等
	2	骨灰法要	1,700,000	1,700,000	
	3	墨蹟展	3,000,000	2,200,000	
	4	護摩木供養	900,000	900,000	
	5	観光推進	2,000,000	2,000,000	
	6	仏教諸行事関連	800,000	600,000	
	7	花灯路事業	200,000	200,000	
	8	桜事業拠出金	2,000,000	2,000,000	
	9	福祉援助金	1,000,000	1,000,000	
	10	花まつり	5,500,000	5,300,000	子供花まつり 福祉施設配布等含む
	11	成道会	500,000	500,000	
	12	宝物展	200,000	200,000	
	2	広報・出版活動	3,820,000	3,920,000	
	1	暦・諸出版他	120,000	120,000	
	2	機関誌発行	3,000,000	3,000,000	年2回発行
	3	ホームページ運営費	700,000	800,000	
	3	寺院運営	200,000	200,000	
1	寺院運営指導	50,000	50,000		
2	永年勤続表彰	150,000	150,000		
4	その他	6,850,000	6,550,000		
1	宗教と政治問題研究活動	2,300,000	3,300,000		
2	時局対策金	200,000	200,000		
3	景観問題活動費	50,000	50,000		
4	研究書発行補助金	1,000,000	200,000	「国家と宗教I-II(仮称)」 平成19年発行	
5	世界文化遺産	2,800,000	2,800,000		
6	全日仏創立50周年事業	500,000	0	平成20年まで	
	予備費	6,072	69,488		
	歳出合計	66,976,072	64,249,488		

諸 会 議

◆「全仏」創立五十周年記念
事業実行委員会

〔二月十二日〕

この日、全日本仏教会の財団創立五十周年記念事業実行委員会が東京・増上寺にて開催された。

全日本仏教会の歴史は一九〇〇年（明治三十三年）に国家の宗教統制に反対して結成された「仏教懇談会」に端を発し、その後「大日本仏教会」、「日本仏教連合会」等を経て、一九五四年（昭和二十九年）「全日本仏教会」が発足し、一九五七年（昭和三十二年）財団法人の認可を得て今日に至る。

平成十九年には財団になって五十年を迎えるにあたり、平成十六年五月の理事会にて財団創立五十周年記念事業実行委員会の設置が承認されたもので今回は第一回目の会合。

今回、委員会規定、組織図、委員会メンバー、各部会メンバーが決定され、財団創立五十周年記念事業概要が提案された。

収支は特別会計とし、各宗派、仏教団体、都道府県仏教会の協賛による二億円規模の事業展開となる。
当会からは長澤香静事務局長が委員として推挙された。

◆京都府宗教連盟常任委員会

〔二月二十四日〕

京都府各宗教団体で組織されている京都府宗教連盟はこの日、パレスサイドホテルにおいて常任理事会を開催した。

平和祈念の黙祷の後、各構成団体からの活動報告が行われ、事務局から「仏教会役員変更の件」「深草墓園春季慰霊祭の当番確認の件」「京都議定書発効一周年記念集会の件」「京都市との協議開始（遺体安置所）の件」などが報告された。



◆日本宗教連盟「宗教と税制シンポジウム」

〔二月二十六日〕

（財）日本宗教連盟は東京グランドホテルにおいて「公益法人制度改革と宗教法人への影響」と題して、第二十二回「宗教と税制シンポジウム」を開催した。

● 仏 教 会 報 告 ●



◆ 第一回『国家と宗教』刊行の為の研究会

〔二月十八日〕

成蹊大学成道秀雄教授による講演「公益法人制度改革―現状と課題」・白鷗大学石村耕治教授による講演「公益法人制度改革―宗教法人への影響」が行われた。参画団体関係者ら約二百名が出席し、今政府が進めている公益法人制度改革の問題点を明らかにするとともに、宗教法人の活動及び税制にどのような影響がもたらされるのか、その諸問題についての考察が行われた。

この日、第一回「国家と宗教」研究会を京都東急ホテルに於いて開催した。京都仏教会はこれまで政治・社会に関わるさまざまな問題をあらゆる角度から検討してきた。大きく変動する時代を感知

し、この社会情勢を見極め、仏教と国家、政治と宗教の在り方を追究することは重要な課題であるとの認識から平成元年に「宗教と政治検討委員会」を設置。

この宗教と政治検討委員会において強力なブレインとしての先導力になって頂いていた駒沢大学前教授洗建氏（宗教学）の退職を期に、宗教側から提言される、国家と宗教についての集大成と現在の問題課題を織り込んだ京都仏教会編「国家と宗教Ⅰ・Ⅱ（仮称）」、（全二巻）の刊行を計画。

今回は第一回目の研究会で、龍谷大学田中滋教授（社会学）から編纂の趣旨説明、方針案が提案され、引き続き南山大学大谷栄一先生による「日蓮主義とナシヨナリズム」と題し研究発表が行われた。

◆ 公益法人制度改革案に対する

「お願い書」自民に提出

〔二月二十七日〕

京都仏教会は公益法人制度改革案に対する「お願い書」有馬頼底理事長名を自由民主党行政改革推進本部の衛藤征士郎本部長に提出した。今次通常国会に上程が予定されている公益法人制度改革案では、一般的な非営利法人の設立要件は民法三十三条（法人の成立）に包括され、民法三十四条（公益法人の成立）は廃止されると云うもの。本来、宗教法人法は「宗教団体に法律上の能力（法人格）を与える」ための手続法であり、三十四条が廃止されると法体系の中から、「宗教の公益性・非営利性についての明文化した規定が無くなる。」との危惧から、今回の要望書の提出となった。

● 仏 教 会 報 告 ●

◆ 第二回『国家と宗教』刊行の為の研究会

〔四月九日〕

この日、当会は「国家と宗教」研究会を京都東急ホテルに於いて開催した。

この会は京都仏教会編「国家と宗教Ⅰ・Ⅱ（仮称）」（全二巻）刊行のための研究会で今回は第二回目。

龍谷大学田中滋教授総合司会のもと川瀬貴也先生（京都府立大学）が「植民地朝鮮の宗教政策」と題して研究発表を行った。

駒沢大学前教授洗建氏の論評も加え出席の各界学者や宗教者らから熱心な質疑応答が続いた。



◆ 公益法人制度改革に関する「意見書」提出

〔四月十二日〕

京都仏教会はこの日、「行政改革に関する特別委員会」伊吹文明委員長に、公益法人制度改革に関する「意見書」を京都仏教会有馬頼底理事長名にて提出した。

これは現在衆議院の特別委員会で審議されている公益法人制度改革に関する三法案に対する意見書で、「公益と宗教」という観点で十分な議論がなされていないままでの性急な改革・法制定に危惧する、と云うもので文面は本紙十二頁掲載。

◆ 第七十七回理事会

〔五月十二日〕

第七十七回理事会が京都東急ホテルにて開催され、以下の案件が討議された。

一、「公益法人の制度改革と宗教法人」

当会の活動の近況と今後の方向性について、事務局より報告。

二、「洗建先生の解説」

駒沢大学前教授洗建氏による



● 仏教会報告 ●

る「宗教と公益性について」解説。

三、「その他」

・教育基本法の改正について

・京都市「高さ規制」についての報告

◆ 第三回『国家と宗教』刊行の為の研究会

〔五月十三日〕

この日、当会は「国家と宗教」研究会を京都東急ホテルに於いて開催した。

この会は京都仏教会編

「国家と宗教Ⅰ・Ⅱ（仮称）」

（全二巻）刊行のための研究会で今回は第三回目。

今回は龍谷大学田中滋教授総合司会のもと大阪府立大学経済学部長田中治教授が「公益法人制度改革と宗教法人」と題して研究発表を行った。

駒沢大学前教授洗建氏の論評も加え出席の各界学者や宗教者らは熱心に聞き入った。



◆ 野村証券セミナー「公益法人制度改革の宗教法人への影響について」

〔五月十六日〕

野村証券京都支店はセミナー「公益法人制度改革の宗教法人への影響について」をばるるプラザに於いて開催した。

第一部は「公益法人制度改革の宗教法人への影響について」と題して、京都仏教会顧問学者でもある大阪府立大学田中治経済学部長が講師となり、1. 現在の公益法人制度改革の目的、内容、射程と規制緩和・行政改革の流れ。2. 課税の公平性を理由とした、特別法に基づく宗教法人への改革拡大の可能性。3. 公益法人制度改革と宗教法人の公益性をめぐる議論について。4. 宗教法人課税の基本的争点。などについて講演を行った。

第二部は「宗教法人を取り巻く環境変化について」と題して、野村証券金融経済研究所片山英治主任研究員より公益法人・学校法人等の非営利法人の最近の動向について、講演が行われた。

当日は多くの宗教法人関係者が集まり熱心に受講し質問が続いた。

◆ 古都の森・観光文化協会役員会

〔五月十八日〕

この日、古都の森・観光文化協会は清水寺「国家安泰世界平和祈願献花祭」に引き続き清水寺大講堂にて役員会を開催した。

・平成十七年度事業報告及び会計報告

● 仏 教 会 報 告 ●

・平成十八年度事業計画及び会計予算の承認
・その他
以上それぞれ審議された。

古都の森・観光文化協会は清水寺で同日に開催された清水寺国家安泰世界平和祈願献花祭をはじめ、本年は二月十日に鹿苑寺北野天満宮弓祭、三月十五日には東寺鎮守八幡大菩薩会等開催の推進役として協力してきた。

古都の森・観光文化協会は平成十八年で運営三年目にあたり、三周年記念大会を十二月に計画。

◆ 地震協議会シンポジウム

〔五月二十日〕

この日、京都会館で「今文化財が危ない!!—文化遺産はあなたの遺産です—」と題したシンポジウムが地震火災から文化財を守る協議会、NPO災害から文化財を守る会との共催で開催された。

小松左京氏（地震火災から文化財を守る協議会会長）の挨拶に続いて平岩弓枝女史（作家）が「わたしの心と文化遺産」と題し基調講演。佐村知子京都府副知事による「文化庁関西拠点構想」についての講演が行われた。

第二部では立命館大学土岐憲三教授がコーディネーターとなり、平岩弓枝女史（作家）、京都国立博物館佐々木丞平館長、国立奈良文化財研究所鈴木嘉吉元所長、京都仏教会長澤香静事務局長がパネラーとなり「このままで文化遺

産は守れるのか」—文化庁の拠点を関西にも—と題してパネルディスカッションが行われた。

京都・奈良など文化財が多く集まる関西圏での文化財防災についての取り組みとそのシステム構想について多くの参加者たちは熱心に聞き入っていた。

◆ 社会を明るくする運動会議

〔五月二十五日〕

この日、第五十六回「社会を明るくする運動」京都府実施委員会が平安会館にて開催された。

実施委員長山田啓二京都府知事（代）及び京都府地方検察庁津田賛平検事正による挨拶の後、第五十五回「社会を明るくする運動」実施結果報告、第五十六回「社会を明るくする運動」京都府実施要綱（案）が承認された。

引き続き、構成機関・団体からの各取組について発表が行われた。

また広報啓発映画「二つの道 Multi-ling story」が上映された。



● 仏教会報告 ●

この「社会を明るくする運動」は法務省主唱により、全国各都道府県で結成され本年度は「地域活動の推進による少年の非行防止と更正の援助」を重点目標に、「ふれあい」と対話が築く明るい社会」を統一標語として、多彩な啓発活動や地域活動を行っている。

◆ 京都府宗教連盟委員会

〔六月八日〕

京都府各宗教団体で組織されている京都府宗教連盟はこの日、ハートピア京都において常任理事会を開催した。

佐伯幸雄理事長が議長となり、

・平成十七年度事業報告

・平成十七年度会計決算報告並びに監査報告

・平成十八年度事業計画

・平成十八年度予算案について、それぞれ審議され、役員交代に



ついでに報告がなされた。

京都仏教会からは京都府宗教連盟委員会常任理事として従来からの荒木元悦常任理事、長澤香静事務局長の二名に加え、北川隆法理事、平野雅章評議員、戸田妙昭評議員、吉田清順評議員、田村祐一事務局の五名が加わった。

引き続き公開講座として、「かけがえないいのちを生きる」(認め合うこと、支え合うこと)と題して、パネルトークが行われた。ビデオ「死は生の一部」ホスピス病棟からのメッセージ」の上映を交えながら、進行役に山田歌(大本本部)、また長澤香静(京都仏教会)、川村哲嗣(KCC)、中川平(神社本教)らがパネラーとなり、各宗教関係者ら出席者が宗教宗派を越えて熱心に「生と死」について語った。

◆ 第七十八回理事会

〔六月十四日〕

第七十八回理事会が京都仏教会会議室において開催され、以下の議案の決議が承認された。

議案第一号 平成十七年度事業報告及び平成十七年度決算報告書の承認を求める件

議案第二号 平成十八年度事業計画案及び平成十八年度予算案の承認を求める件

議案第三号 役員補充の件

新理事 坂口博翁(大覚寺宗務総長) 合同役員会にて
選任予定

● 仏教会報告 ●

議案第四号

国家と宗教に関する研究書刊行についての件

議案第五号

その他

・ 十八年度音

舞台は東福寺、

墨蹟展は青森県

弘前市

・ 北朝鮮霊通

寺落慶法要の報

告

以上それぞれ

報告された承さ

れた。



◆ 理事評議員合同役員会

〔六月二十九日〕

京都プライトンホテルにおいて平成十八年度理事・評議員合同役員会が開催され、次の議案が承認された。

議案第一号 平成十七年度事業報告及び平成十七年度決算報告書の承認を求める件

議案第二号 平成十八年度事業計画案及び平成十八年度

予算案の承認を求める件

議案第三号 役員補充の件

議案第四号 国家と宗教に関する研究書刊行についての件

・ 公益法人の制度改革と宗教法人についての件

議案第五号 その他

・ 墨蹟展十月十一日より青森県弘前市にて開催

・ 音舞台九月九日東福寺にて開催

・ 朝鮮半島出身者遺骨返還問題について（全仏より調査依頼）

・ 北朝鮮霊通寺落慶法要の報告

以上それぞれ報

告された承され

た。

尚、新しく理事

に真言宗大本山大

覚寺執行長坂口博

翁師が選任され

た。



● 仏 教 会 報 告 ●

行 事

◆「アジアボランティアセンター」

への寄付金贈呈

〔二月十三日〕

京都仏教会長澤香静事務局長はこの日、特定非営利活動法人アジアボランティアセンター（大阪）を訪れパキスタン地震救援活動支援のため五十万円の寄付金を手渡した。



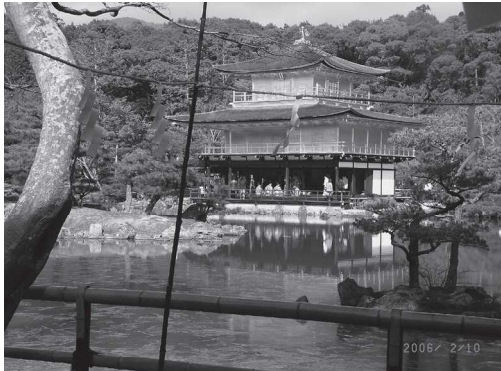
アジアボランティアセンター平田哲代表は「現地の現状を記録したビデオ、スライドなどを見て頂き、貴重な支援を賜りました。現地に有用な支援として役立たせたいと思う。アジアボランティアセンターはパキスタン地震被災者支援をはじめ

め、インド洋大津波支援、アフガン難民支援、国内においてはネパール勉強会、アジア語学講座を開くなど多彩なアジア支援活動を行っている。

◆鹿苑寺北野天満宮弓祭

〔二月十日〕

この日、金閣寺を創建した足利義満の六百年忌を翌年に控え、鹿苑寺では鹿苑寺住職有馬頼底殿下導師、北野天満宮橋重十九宮司齋主のもと「弓祭」が執り行われた。



導師祝語、読経に続き神職による祝詞の奏上、梅花や謡曲が奉納され、齋主と導師の手により御弓が奉納された。続いて、舍利殿を映し出す鏡湖池では北野天満宮神職により世界平和を祈念して矢を次々と天空に放った。偶然居合わせた参拝者たちは、寺院で行われる珍しい神事に歓声をあげながらも手を合わせていた。鹿苑寺住職有馬頼底殿下は「北野天満宮は、義満公並びに鹿苑寺歴代住職の信仰篤く、また北野天満宮祭神菅原道真公の弓術の優れたことから、かつては鹿苑寺にて毎年二月に「天神弓祭」の神事

● 仏 教 会 報 告 ●

が行われていた事が江戸期の史料にある。長らく途絶えていたこの「弓祭」が三百年ぶりの平成の時代に神仏和合の精神を持ち再興された事は誠に意義深い。」と語った。

◆ 東山花灯路開会式

〔三月十一日〕

歴史的文化遺産やまち並等を「灯り」と「花」で演出する京都ならではの事業「京都・東山花灯路」が三月十一日から二十一日の間東山地域で実施された。

「京都・東山花灯路」は今回で四年目を迎え、市民、観光客に京都の新たな風物詩として定着し、十一日間で百万人を越える盛況となった。

期間中、府市民・企業・団体・大学等多くの参加のもと多彩な催しが行われ、清水寺・青蓮院をはじめ知恩院・八坂神社・高台寺・圓徳院・法観寺の各寺社では、夜の特別拝観やライトアップが行われた。



◆ 「下鴨神社に想いを寄せて」対談開催

〔三月十三日〕

この日、東海旅客鉄道(株)の特別協賛を得て京都市・京都市観光協会・平安建都千二百年記念協会・古都の森観光文化協会の後援のもと、当会主催による「下鴨神社に想いを寄せて」対談企画が下鴨神社にて開催された。

「森と水そして日本の心」と題して宗教学者山折哲雄氏と賀茂御祖神社新木真人宮司による対談が行われた。

百五十名余りの参加者は世界文化遺産に指定された賀茂御祖神社(下鴨神社)「糺の森」の北に位置する参集殿にて熱心に両者の対談に聞き入った。

その後、参加者は大炊殿・御車舎・神服殿「開けずの間と玉座」・鴨長明の「方丈の庵」などの特別拝観を行った。



● 仏 教 会 報 告 ●

◆ 東寺鎮守八幡大菩薩会

〔三月十五日〕

教王護国寺（東寺）境内の鎮守八幡宮で、東寺の僧侶と石清水八幡宮の神職が合同で、導師教王護国寺砂原秀遍長者と齋主石清水八幡宮西中道禰宜のもと、「東寺鎮守八幡大菩薩会 神威景仰祭」が営まれた。

東寺鎮守八幡宮は明治元年焼失後、平成四年に再建されて以来山内で年二回春秋の法要が行なわれてきた。今回は薬子の変（八一〇年）に際し、弘法大師が嵯峨天皇の御祈願に応えたおり三所尊神として示現したという、その一つ紙形の御神影は石清水八幡宮の創建のおり遷し祀られたと伝わることから、東寺の僧侶と石清水八幡宮の神職が合同



での鎮守八幡大菩薩会となった。

挨拶に立った東寺長者砂原秀遍猊下は「嵯峨天皇の勅命により東寺の山号を八幡山、寺号を教王護国寺と定め、また一方男山の八幡宮は石清水八幡宮護国寺と称した。創建以来深い関係のある教王護国寺と石清水八幡宮が神仏和合の精神に則

り、この平成に「世界平和」の祈願ができたことは、誠に意義深い。」と語った。

◆ インド募金「光の音符」への寄付金贈呈

〔三月十五日〕

ムンバイ「光の教室」プロジェクト支援のため「光の音符」西村ゆり代表に五十万円の支援金を仏教会事務所にて手渡した。

受け取った光の音符西村ゆり代表は「インドでの最大のスラム街であるムンバイで識字教育やハンセン病の子供たちへの支援活動に役立させて頂きたい。」と挨拶。



「光の音符」は、障害を持ちながらプロの演奏家をめざす若い才能を、物心両面から支援し、同時に障害を持つ人にも音楽を提供していく事を目的に結成された団体で、国内で音楽活動を核として多彩な活動を行っているかたわら、インドの貧困や病気の渦中にある子ども達への教育支援事業として、アジア最大のスラムと云われているインド・ムンバイ市のドラヴィド地区に、ハンセン病患者の子どものための識字教育センター「光の教室」を作るという事業に取り組んでいる。

● 仏教会報告 ●

◆ 京都市深草墓園春季慰霊祭

〔三月二十日〕

今回は京都キリスト教協議会の御奉仕により伏見深草墓園に於いて春季慰霊式典が厳かに執り行われた。

約千人の遺族が参拝し次々と献花を行い故人の冥福を祈った。

京都市深草墓園は、「市民のお墓」として昭和三十三年七月に開設され、永年納骨と短期納骨の取扱いとして市民の利用に供しており、現在では約八千体の御霊が宗教宗派の別なく合祀されている。

当会からは長澤香静事務局長が臨席した。



◆ 京の名匠春秋会展

〔三月十九日〕

十九日から二十一日までの三日間、京都市・京の伝統産業春秋会・「伝統産業の日」実行委員会主催による「京の

名匠春秋会展」が京都市勧業館みやこめっせで開催された。

「京の名匠春秋会展」は「伝統産業の日」（春分の日）に千二百年の悠久の歴史と文化の中で培われた京都の匠の技を、多くの市民や観光客の皆様に触れ親しんでいただくため、各種イベントとともに毎年開催され、今回で三十六回をむかえた。

出席した有馬頼底理事長は「今回の京の名匠春秋会展の題字も書かせて頂きましたが、寺社とも大変縁の深い伝統工芸産業の伝承と益々の振興を願います。」と挨拶した。

◆ 春季彼岸焼骨灰供養法要

〔三月二十三日〕

春彼岸、京都五山の一つ大本山相国寺において京都仏教会・京都中央葬祭業協同組合共催による恒例の春季焼骨灰供養法要が、相国寺派管長有馬頼底猊下導師のもと山内ご出仕により満堂参拝の中厳修された。

この日は臨済宗相国寺派江上泰山宗務総長の法話に続き、約二千人もの参拝者を迎え、法堂に溢れるほどの列は庭まで長く続き、この半年間



● 仏 教 会 報 告 ●

にお亡くなりになられた故人をしのぶ焼香の列は後を絶たなかった。

この焼骨灰供養法要は永年回を重ね今回で五十六回目を数えるに至った。

◆ 祇園白川桜ライトアップ・オープニング

〔三月三十一日〕

祇園白川の夜桜ライトアップは十一年に渡って続けられてきたが、京都市の緊縮財政の為此の事業が中断されることとなり、当会と京都商工会議所の両者がこの事業を引継ぎ今回で第五回目となる。

この日から四月九日までの十日間、東山区の祇園白川南通の川端通へ繩手く異橋の約二百二十メートルの間、祇園白川の夜桜が美しくライトアップされ、市民にすっかり定着した行事となり、今春も多くの観光客や地元の商店街に喜ばれることになった。



◆ おしゃかさまを讃える夕べ

〔四月八日〕

全日空ホテルにて催された恒例の「お釈迦さまを讃える夕べ」は各本山・寺院・各界代表および福祉施設のご招待の方々を迎え本年も盛大に行われ、参加者は四百名をかぞえた。

本年は浄土宗西山禅林寺派本山永観堂禅林寺御一山出仕により「花まつり」法要が厳修された。

花御堂にはインド総領事オーム・プラカーシユ氏をはじめ村田京都商工会議所会頭ら各界代表らが次々と灌仏を行った。

挨拶に立った有馬頼底理事長は「私達は絶対に戦争はしてはならない、平和な世界を築かなければならない。」と仏教徒としての決意を述べた。

記念講演には桐蔭横浜大学大学院ペマ・ギャルポ教授が「チベット仏教の現状とダライラマ法王」と題し記念講演を行った。ペマ・ギャルポ教授は、チベット出身の政治学者。専門は国際関係論、国際政治学で、チベット文化研究所名誉所長など多くの役職を兼務、テレビなどのマスコミでも活躍。今回はチベットの宗教と政治の現状についての鋭い分析による



● 仏 教 会 報 告 ●

る発言に、列席者達は熱心に聞き入った。
その後は会食に入り、お花まつりにふさわしく和やかな
歓談がいつまでも続いた。

◆ 清水寺門前会創立二十周年記念式典

〔四月二十四日〕

この日、清水寺門前会はリーガロイヤルホテル京都にて
創立二十周年記念式典を開催した。

清水寺門前会は、昭和六十年古都税に反対した京都の各
寺院が拝観停止を執行するおり、「清水寺あつての私たち、
清水寺と共に歩もう。」と結成。門前、清水坂の商店街で
構成する地元のお舗・店舗の会。

祝辞に立った清水寺森清範貫主は「苦渋の時代に誕生さ
れ、ここまで発展してこられたのも本尊様のお陰です。」
と挨拶。

「乱」で日本初のアカデミー賞最優秀コスチュームデザ
イン賞を受賞するなど、映画・演劇作品の衣装デザイナー
として世界的に活躍され、清水寺青龍会の青龍・装束デザ
インを担当したワダ・エミさんは「日本が世界に誇れるの
は政治や経済ではなく、日本の文化です。」と挨拶。

また創立二十周年を記念して清水寺門前会田中博武会長
より梵鐘（四尺二寸大）の目録が清水寺森清範貫主に手渡
された。

清水寺の現存する梵鐘は、応仁の乱後室町後期に願阿上

人の勧進よって改鑄・寄進されたもので重要文化財に指定されている。

◆ こどもはなまつり

〔四月二十五日〕

第十六回を迎えた「こどもはなまつり」は、本年も相国寺大方丈の
会場一杯に、千人を超える仏教系保育園児たちを招き開催された。

園児の代表らが花御堂のお釈迦さまに献花、献香、献灯を行い、全
員で合掌礼拝をした。

みなげんきファミリアーバンドによる「おめでとうおしゃかさま」の
歌の後、園児らはゲームやパント
マイム、人形劇、人気のアニメソ
ングなどを大きな声で一緒に歌う
など楽しい一時を過ごした。

今回は狂言師和泉元彌さんの長
女・采明（あやめ）ちゃん（三歳）
と姉の狂言師和泉淳子さんの長
女・慶子（きょうこ）ちゃん（三
歳）が特別出演し、二歳になって
から始めたという狂言の厳しさと
その練習成果のお披露目。同世代
の園児達は大喜びで感動の声をあ
げていた。

終了後各園にはすてきなお土産
がプレゼントされた。



● 仏 教 会 報 告 ●

◆ 国家安泰世界平和祈願献花祭

〔五月十八日〕

この日清水寺では昨年を引き続き三回目となる京都府神社庁出仕による国家安泰世界平和祈願献花祭が執り行われた。



この神仏合同によるこの大祭は平成十五年の清水寺奥之院御本尊御開帳に際し国家安泰世界平和祈願祭を厳修したのが始まり。

本堂での祈願祭は、清水寺森清範貫主導師、石清水八幡宮田中恆清宮司を齋主として執り行われ、京都府神社庁や京都仏教会の関係者ら約六十人が出席。石清水八幡宮から運んだ神水と清水寺境内の音羽の滝の水が仏前に供えられ、齋主の田中恆清宮司が平和

祈願の祝詞を読み上げた。

参拝者一人一人に一輪の花が手渡され、世界平和を始めそれぞれの願いを込めて、次々と本尊に献花した。

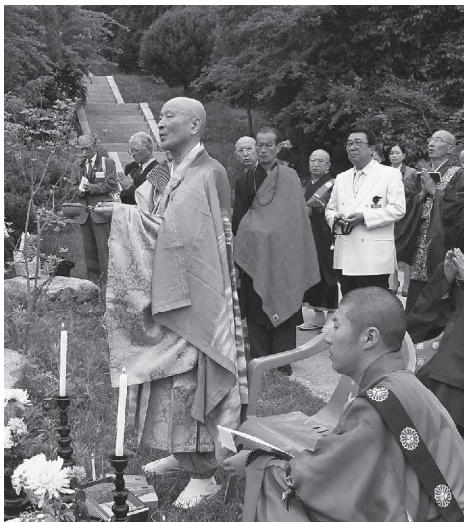
清水の舞台では巫女が雅楽の調べに合わせて舞いの儀の奉納もあり、この祭事を取り囲む大勢の参拝者たちは、寺院の伽藍の中で宮司・巫女らによる神事に目を丸くしながらも真剣なまなざしで見守っていた。

◆ 霊通寺復元落慶法要

〔五月二十五日〕

「心のひろば」（武本俊主宰）、日本ウオーキング協会、当会及び天台宗関係者ら約八十名で構成された「日本代表聖地巡礼訪朝団」（名誉団長＝京都仏教会有馬頼底理事長 団長＝天台宗円満寺西郊良光住職）が五月二十三日に入朝。

訪朝団はこの日、有馬頼底猊下導師による霊通寺復元落慶法要、西郊良光導師による大覚国師義天墓前法要、布施光然導師による霊通寺神岩供養の法要が順次厳修され、現地住職



● 仏 教 会 報 告 ●



らと共に朝鮮人民のため南北朝鮮の和合と統一のために祈った。

昨年十月に復元された開城・靈通寺の訪問で日本仏教徒の団体としては初めての訪れ。出迎えた靈通寺の住職らは「日本の僧侶と一緒に法要を行うのは初めてで誠に感慨深い。風光明媚な開城に靈通寺が立

派に復元できたので、これからも各国の仏教徒が訪れる場所になってほしい。」と出迎えの挨拶。

有馬頼底名誉団長は「平和を願う仏教徒同士、これを機に日本と朝鮮の新たな関係の出発点となることを願います。」とその思いを語った。

◆ 大本山妙心寺晋山式

〔六月十日〕

この日、臨濟宗妙心寺第三十二代雪香室東海大光管長の晋山式が大本山妙心寺にて執り行われた。

好天のもと臨濟宗各派の管長をはじめ各宗派代表や檀信徒など約九百人が見守る中、金欄の袈裟で正装した東海院下一行は普段は閉じている勅使門から入山、仏殿、開山堂、玉鳳院を巡拝し就任を奉告した。続いて、法堂で晋山上堂式があり、東海管長が須弥壇に登座して「法語」を唱え、仏祖の正法眼蔵、應燈関の禅の法灯を継ぐ意を述べた。当会からは宮城泰年常務理事、長澤香静事務局長が臨席した。

◆ 知床三堂法要

〔六月二十五日〕

昨年七月世界自然遺産に登録された北海道知床にて毘沙門堂・太子堂・観音堂三堂の法要が執り行われた。

この法要で有馬頼底理事長は「聖徳太子の「和を以て貴しと為す」の精神を引き継ぎ、日本だけでなく世界が平和にならなければならない。」と述べ、同じく参列した斜里町長午来昌氏は「世界自然遺産に登録された知床を保全していくと共に仏教の教えをこの地から発信しなければならぬ。」と話した。



寺院会費

当会もおかけさまをもちまして仏教諸行事、文化福祉、研究活動等順調にかつ積極的に推移してきております。これもひとえにご寺院各位のご理解ご協力の賜物と存じます。今後はますます京都が宗教都市として発展しつづけるために、布教・広宣を行い、また多様化する現代社会の情報提供や宗教法人に関する諸問題につきましてもお役に立てるようはかつて参りたいと存じます。つきましては通信費の一部として平成十八年度分の会費を同封の郵便振替にてご納入の程、よろしくお願い申し上げます。

賛助会費

各界一般会員のみなさまにおかれましてはご健勝のことと存じます。平素は何かと本会の活動に対し、ご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。おかげをもちまして賛助会員につきましては年々増え続けておりまして有り難いことと存じます。当会も各界のみなさまとともにこの歴史と伝統のある京都において様々に交流や文化事業を通じ、よりよい京都に発展すべく努力して参りたいと存じます。当会の会報を年二回お送り申し上げますことや諸行事のご案内をみなさまとの情報交換の場とし、今後も活動をしてゆきたいと存じます。各位におかれましては、なにとぞこの趣旨にご賛助賜り平成十八年度分の賛助会費のご納入をよろしくお願い申し上げます。次第でございます。なおご納入は同封の郵便振替にてよろしくお願い申し上げます。

寺 院 会 計 簿

B 5 判・用紙30枚 定価1,000円

(郵送いたします。)

申し込みは

京 都 仏 教 会

TEL 075-223-6975

開 運 曆

檀信徒配布等にご利用下さい。

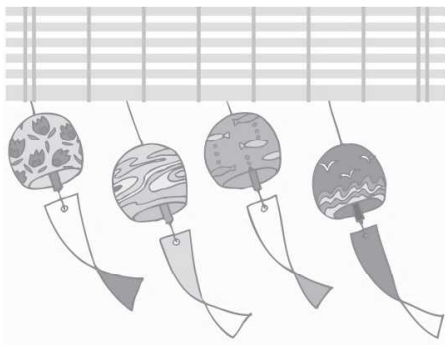
1 部 価格80円

(郵送いたします)

申し込みは

京 都 仏 教 会

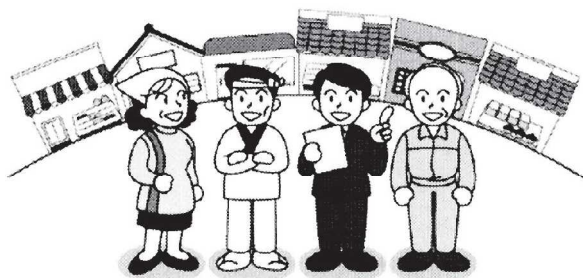
TEL 075-223-6975



発行日	平成十八年八月十五日
発行所	京都仏教会
〒	602-0898
	京都市上京区今出川通
	烏丸東入相國寺門前町
	六八四―一
電 話	(〇七五)二三一六九七五
F A X	(〇七五)二三一六九七五
印刷所	精巧社

これからの日本を考える基礎になります。 10月1日事務所・企業統計調査を実施します。

9月下旬から各事業所に調査員がお伺いします。



事業所・企業統計調査は、国の最も基本的な統計調査として、日本の事業所や企業の実態を明らかにするために行われます。商店や工場、営業所、事務所、銀行、学校、旅館、病院、神社、お寺など、全国すべての事業所が対象になります。調査票の配付及び回収は調査員が行います。調査員には法律により調査票の記入内容についての守秘義務があり、また調査票は統計を作る目的だけに使用されます。

平成18年10月1日
総務省統計局・京都府・市町村

平成18年 事業所・企業統計調査



「毎月勤労統計調査」に御協力を!!

問合せ先：京都府総務部統計課 商 業 係 075-414-4495 (事務所・企業統計調査担当)
人口労働係 075-414-4490 (毎月勤労統計調査担当)

文化財（指定・未指定）を所有されている方のために

平成18年度 文化財保護のよろず相談 [無 料]



実 施 日	時 間	実 施 会 場
平成18年度 9月26日(火)	午後1時 ～ 午後4時	福知山市民会館 2階24号室 福知山市字内記100 TEL (0773)22-9551
9月27日(水)	午後1時 ～ 午後4時	みやづ歴史の館 3階「中央公民館」大会講室 宮津市字鶴賀2164 TEL (0772)20-3390
9月28日(木)	午前10時 ～ 午後4時	きょうと平安会館 2階嵯峨の間 京都市上京区烏丸通上長者町上ル TEL (075)432-6181
9月29日(金)	午後1時 ～ 午後4時	京都府田辺総合庁舎 保健所棟2階「講堂」 京田辺市田辺明田1 連絡先：府山城教育局企画教育課 TEL (0774)62-0777

※地域に関係なく、都合の良い会場にお越し下さい。

相談の事例

- 建造物や美術工芸品などの保存・修理の方法
- 防災施設や收藏庫の整備
- 補助金や貸付け（長期・低利）の対象と申請（申込み）の手続き など

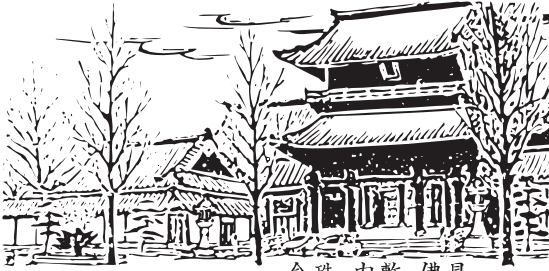
相談参加機関

- 京都府（総務部文教課、各広域振興局）
- 京都府教育庁指導部文化財保護課
- 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 京都市消防局予防部
- (財) 京都古文化保存協会
- (財) 京都市文化観光資源保護財団
- (財) 京都文化財団〔主管〕

協 賛

- 京都文化財防災対策連絡会

※お問い合わせは、(財) 京都文化財団（文化財保護基金室）
TEL (075) 213-3660 まで



念珠 内敷 佛具
 創業 明治二年
中村萬助商店
 東本願寺大門前 TEL075(371)6893 FAX075(371)0188

仏像 美術品写真撮影



山崎兼慈写真事務所
KENJI YAMAZAKI PHOTO OFFICE

E-mail: ken-ya@za2.so-net.ne.jp
〒616-8162 京都市右京区太秦蜂岡町36-1
TEL: 075-882-5695

総本山御用達

 **井筒法衣店**

〒600-8503 京都市下京区堀川通新花屋町角
(西本願寺前)
電話 京都(075)351-1234番(代表)
FAX 京都(075)341-7905番

京 都 仏 教 会

大 墨 蹟 展

●収益金は、広く文化交流、社会福祉
に役立たせていただいております。

展示装飾・ディスプレイ・
美術看板プラスチック加工
企 画 ・ 設 計 ・ 施 工

有限 **タカオ工芸**
会社

営業所 京都市中京区寺町通夷川上ル
TEL 231-2555 FAX 231-2564
工 場 京都市山科区大塚野溝町
TEL 581-0191 FAX 595-5260

採燈大護摩供と案内

採燈大護摩供法要は、お盆の8月16日、大文字をはじめとする五山の送り火に慶讃して行われる仏教行事です。

皆さまから奉納された護摩木は、送り火の口に総勢40名に及ぶ聖護院門跡・修験宗の山伏の方々や京都仏教会の僧侶らが出仕し、家内安全、無病息災の祈願や、亡き方々の追善護摩として厳かに大護摩供法要が修されます。

なお、当日の護摩木奉納も受けつけております。皆さまのご参拝をお待ち申し上げます。
合 掌

————— 記 —————

日時 8月16日
午後4時より

場所 清 水 寺

主催 京都仏教会・清水寺

お問い合わせは当会まで TEL.075-223-6975

社寺建築設計施工

伸和建設株式会社

代表取締役 北尾行弘

〒615 京都市右京区西院上花田町21
-0007 (西大路三条西入ル南側)
電話 075-311-0054 (代表)
FAX 075-322-0152

表具匠 表具全般古書画修復

前田秀畹堂

〒604-8121
京都市中京区柳馬場通錦小路上ル
TEL. FAX. 075-221-5754
mail: hyogu-maedashuendo
@home.so-net.ne.jp

筆・墨・硯・紙・簡易表装・短冊
色紙・中国製筆・墨・硯・紙

株式会社 松 棋 園

〒600-8075
京都市下京区柳馬場通仏光寺下ル
電話 (075) 351-6380 (代表)
FAX (075) 361-8006

京 表 具



浩悦庵

古文化財保存修理研究所 (有) 矢口浩悦庵

本 社 工 房：〒602-8025 京都市上京区衣棚通り丸太町上る今薬屋町318番地
電話 (075)254-6021(代) FAX (075)254-6022
東京営業所：電話・FAX(0424)72-6239 <http://www.koetsuan.com/>

永年の信用
まごころのご奉仕

葬祭センター

公益社

本 社 京都市中京区烏丸通三条下ル ☎(075)221-4000
フリーダイヤル ☎0120-00-4200 <http://www.koekisha-kyoto.com>

◆ 葬儀式場 ◆

公益社 北ブライトホール(堀川紫明) / 京都市北区紫明通堀川東入 ☎(075)414-0420
公益社 中央ブライトホール(五条大橋) / 京都市東山区五条通大和大路 ☎(075)551-5555
公益社 南ブライトホール(堀川八条) / 京都市南区堀川通八条下ル西側 ☎(075)662-0042
公益社 西ブライトホール(五条西大路) / 京都市右京区五条通西大路西入南側 ☎(075)322-0042
公益社 宇治ブライトホール(宇治横島) / 宇治市横島町(文教大学前) ☎(0774)20-0042
公益社 滋賀ブライトホール(大津) / 大津市朝日が丘1丁目 ☎(077)523-0042

葬 儀

—— 人生の終り、もうひとつの門出を美しく ——

玉泉院

株式会社 セレア

もよりの営業所へご連絡ください。(24時間営業)
寝台自動車のご用命も承ります。

京都営業所 ☎(075)682-4444

宇治営業所 ☎(0774)32-4242

向日営業所 ☎(075)921-4444

大津営業所 ☎(077)524-4444

亀岡営業所 ☎(0771)22-0042

石の総合メーカー




株式会社 石留石材

本社/京・中京区堀川通御池角
TEL (075) 841-1149 (代)
フリーダイヤル 0120-148-140

右京支店 京都市右京区梅津中村町 TEL (075) 882-2161
高野山支店 和歌山県伊都郡高野町 TEL (0736) 56-4703
松野営業所 京都市北区上賀茂坂口町 TEL (075) 722-4929

宮内庁・文化庁・各社寺御用達

墓石工事 石工記念碑



株式会社 石寅

石工事・土木工事・造園工事 (京都府知事認可)

本店 (〒616-8376) 京都市右京区嵯峨大蔵寺瀬戸川町1-10
電話 (075) 881-1481番 FAX (075) 881-1480番
新丸太町店 (〒616-8305) 京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町34-2
電話 (075) 882-2124番 FAX (075) 882-2128番
丹波営業所 (〒622-0211) 京都府船井郡京丹波町上野中野31-1
電話 (0771) 82-2681番 FAX (0771) 82-2751番
石寅ホームページ URL: <http://www.ishitora.co.jp/>

木彫仏像・荘厳仏具



株式会社 巧芸社

京都店 〒606-8345 京都市左京区古川町通仁王門下東門前町520-8
☎ (075) 761-0398 FAX (075) 761-2778
本社 〒171-0014 東京都豊島区池袋2丁目18番1号
☎ (03) 3971-0128(代) FAX (03) 3983-2566

京石碑 石碑・灯籠・建築石材

大本山百萬遍知恩寺御用達

有限会社 北尾石材

京都市伝統産業技術功労者 **北尾清**

本社 京・左京区東大路百萬遍上ル TEL (075) 781-9523
FAX (075) 781-0510
大原店/京・左京区大原小出石町74 TEL (075) 744-3424
市原野店/京・左京区静市野中町404 TEL (075) 741-2666
<http://www.good-stone.com>

経済産業大臣認可/全日本葬祭業協同組合連合会加盟

京都中央葬祭業協同組合員

<http://www.kyosokyou.jp/>



京葬協は…

町内・学区・地域に根づいて
ご信頼にこたえる専門店です

会 社	代 表 者	電 話	所 在 地	会 社	代 表 者	電 話	所 在 地
㈱ まるいち	小林 静男	075-441-6254	上京区千本上立売通作庵町518	㈱ 乙 訓	菜島 康男	075-952-1520	長岡京市奥海印寺東山15-7
浅井厚生社	浅井 雪壹	075-811-3821	中京区聚楽廻西町127	(南)城陽葬祭杉村	杉 村 等	0774-52-2140	城陽市久世南垣内116
木村葬儀社	木村 史郎	075-311-4826	中京区四条西新道綾小路下ル	㈱宇治葬祭篤辰	木村 登志雄	0774-31-8072	宇治市五ヶ庄芝の東53
(南)京都日葬	九谷田 満雄	075-811-4242	中京区西ノ京塚本町13-11	山城葬祭樹現丸屋	小川 保 善	0774-82-2064	綴喜郡井手町柏原83-2
花 安	吉村 和	075-463-7276	中京区西ノ京妙心寺道西大路西入3丁目	花 福	福田 善文	0774-82-2016	綴喜郡井手町大字井手小字宮ノ本89
㈱ 公益社	松井 昭憲	075-221-4000	中京区烏丸六角上饅頭屋町608	(南)花 杉	山下 博司	0774-62-0445	京田辺市田辺針ヶ池1-1
北上葬儀社	北上 禮子	075-561-8542	東山区本町五条上金屋町552	花百合生花店	柴田 秀隆	0774-72-3039	相楽郡木津町大字木津小字清水
駕 政	滝口 泰彦	075-691-0826	南区竹田街道大石橋上ル西側	(南) 阪 口	阪口 仁	0774-76-2146	相楽郡加茂町西1-5-3
あめ 直	阪邊 賀津子	075-611-0400	伏見区京町六丁目54-1	平城公益㈱	西川 弘人	0774-72-5709	相楽郡木津町相楽城西79-6
あす華葬祭	児 嶋 彦 任	075-621-4279	伏見区深草大亀谷古御香町150-8	㈱松本仏具店	松本 光雄	0771-22-0279	亀岡市安町86
㈱のじり葬儀店	野尻 智義	075-611-4211	伏見区京町南七丁目45-1	(南)いちたに	一谷 和弘	0771-62-4949	船井郡園部町小山東町水無38
駕 友	野口 勇	075-631-2113	伏見区淀下津町105-1	㈱セモノーまつだ	松田 政一	0772-46-2264	与謝郡岩滝町字弓木956
㈱ 山 長	山田 一	075-861-1422	右京区太秦西蜂岡町1	お の え ㈱	尾上 康則	0772-42-5555	与謝郡与謝野町字加悦176番地
㈱ ア シ ス	岡本 研三	075-932-4242	向日市寺戸町西田中瀬3	(南)向井葬祭	向井 文男	0772-72-2002	京丹後市網野町網野3156

精進料理

上うえ 幸こう

〒604-8503 京都市中京区大宮通り錦上ル
電話 (075) 821-3872
(075) 821-3837

手作りのご旅行をお手伝いします

(株) KSA ツーリスト

〒604-8824 京都市中京区壬生高樋町13番地

TEL 075-812-0085

FAX 075-812-6533

個人国内旅行 (各社バック旅行)
団体国内旅行
海外旅行 (個人旅行・団体旅行・バック旅行)

清水寺門前
京つけもの・京菓子専門店

有限会社 岩月堂
田中博武

京都市東山区清水二丁目227

TEL (075) 561-6670 (代)

FAX (075) 525-0516

心和むひととき……

ゆどうふ、ゆばなべ

南禅寺

心 暖

左京区南禅寺門前 TEL (075) 761-2311

FAX (075) 751-8812

清水店
清水寺門前……TEL (075) 541-7111
栗田口店
栗田口三条上ル……TEL (075) 761-6161
祇園円山かがり火
円山公園駐車場前……TEL (075) 541-0002



伝統の心を映した
古都のやすらぎ

ご宿泊や、おくつろぎのひとつに

また、会合などさまざまなお集まりに、

お気軽にご利用ください。

ご予約・お問い合わせは

◆東急ホテルズ予約センター◆

東京予約センター Tel.(03)3462-0109

札幌予約センター Tel.(011)533-1090

名古屋予約センター Tel.(052)202-1090

大阪予約センター Tel.(06)6314-1090

福岡予約センター Tel.(092)262-1099



京都 東急ホテル

〒600-8519 京都市下京区堀川通五条下ル(西本願寺北側)

Tel: 075-341-2411 Fax: 075-341-2488

www.kyoto-h.tokyuhotels.co.jp